

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成 26 年 6 月 30 日

兵庫県知事 殿

提出者
住 所
兵庫県高砂市高砂町宮前町1番8号

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
株式会社 カネカ 高砂工業所
常務執行役員 川勝 厚志
高砂工業所長
電話番号
079-445-2313

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 カネカ 高砂工業所
事業場の所在地	兵庫県高砂市高砂町宮前町1番8号
計画期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業 等
② 事業の規模	別紙参照
③ 従業員数	別紙参照
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(平成 25 年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組)	
別紙のとおり		
②計画	【目 標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組)	
別紙のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	別紙のとおり

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	
①現状	【前年度(平成 25 年度)実績】
	特別管理産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量
	(これまでに実施した取組)
②計画	【目 標】
	特別管理産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量
	(今後実施する予定の取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	
①現状	【前年度(平成 25 年度)実績】
	特別管理産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
②計画	【目 標】
	特別管理産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度(平成 25 年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t t
	(これまでに実施した取組)	
		別紙のとおり
②計画	【目 標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t t
	(今後実施する予定の取組)	
		別紙のとおり
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度(平成 25 年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組)	
		別紙のとおり

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
別紙のとおり		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙：平成25年度処理・処分実績

単位：トン

	分類	H25年度	①産業 廃棄物 発生量	②自己 直接再 生利用 量	③自己直 接埋立処 分又は 海洋投入 量	④自己 中間 処理量	⑤熱回 収を行っ た量	⑥自己 中間 処理残 さ量	⑦自己 中間処 理により 減量した 量	⑧自己中 間処理 後再生利 用量	⑨自己 中間処 理後 自 己埋立 処分 又 は海洋 投入量	⑩直接 及び自 己中間 処理後 の委託 処分量	⑪優良 認定処 理事業 者への 処理委 託量	⑫再生 利用業 者への 処理委 託量	⑬熱回 収認定 業者へ の処理 委託量	⑭熱回収認定 業者以外の熱 回収を行う 業者への処理 委託量
	番号	計画量														
廃油	530	8,000	2,599	0	0	0	0	0	0	0	0	2,599	1,989	2,599	1,398	0
廃酸	540	10	43	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0	43	0	0
廃アルカリ	550	20	60	0	0	0	0	0	0	0	0	60	60	60	60	0
感染性 廃棄物	200	0.10	0.06	0	0	0	0	0	0	0	0	0.06	0	0.06	0	0
廃PCB等	220	60	83	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0	83	0	0

別紙:平成26年度処理・処分計画

単位 : トン

	分類	H25年度	①産業 廃棄物 発生量	②自己 直接再 生利用 量	③自己直 接埋立処 分又は 海洋投入 量	④自己 中間 処理量	⑤熱回 収を行っ た量	⑥自己 中間 処理残 さ量	⑦自己中 間処理に より減量 した量	⑧自己中 間処理 後再生利 用量	⑨自己 中間処 理後 自 己埋立 処分 又 は海洋 投入量	⑩直接 及び自己 中間処 理後の 委託処 分量	⑪優良 認定処 理事業 者への 処理委 託量	⑫再生 利用業 者への 処理委 託量	⑬熱回 収認定 業者へ の処理 委託量	⑭熱回収認定 業者以外の熱 回収を行う業 者への処理委 託量
	番号	発生量														
廃油	530	2,599	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600	2,000	2,600	1,400	0
廃酸	540	43	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0
廃アルカリ	550	60	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20	0	0
感染性 廃棄物	200	0.06	0.10	0	0	0	0	0	0	0	0	0.10	0	0.10	0	0
廃PCB等	220	83	60	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	60	0	0

1. 事業の規模と概要

- (1) 会社名 :株式会社 カネカ
- (2) 資本金 :331 億円
- (3) 従業員数:4296 人

2. 当該事業所において現に行っている事業の概要

- (1) 従業員数:1449 人
- (2) 製造品出荷額:1442 億円
- (3) 製造概要

高砂工業所では、苛性ソーダ等の化成品製造部門や合成樹脂製造部門、特殊樹脂製造部門、イースト・マーガリン等の食品製造部門、医薬品の中間体等の医薬品製造部門、アクリル系合成繊維製造部門の6つの主要製造部門と1ユーティリティー部門を有している。

- (4) 製造等フローシート:図-1を参照
- (5) 工場配置図:図-2を参照
- (6) 廃棄物処理フローシート:図-3を参照
- (7) 連絡先

担当者:株式会社 カネカ 高砂工業所
環境安全衛生グループ(技術担当):丸山裕之
電話番号:079-445-2516(ダイヤルイン)

3. 計画期間:平成25年4月1日~平成30年3月31日まで

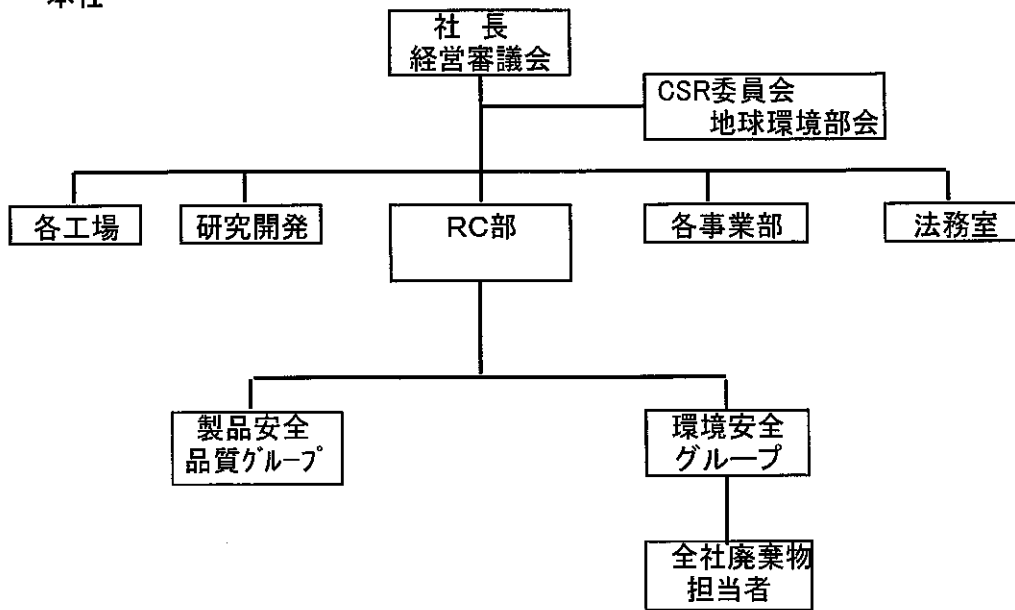
4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

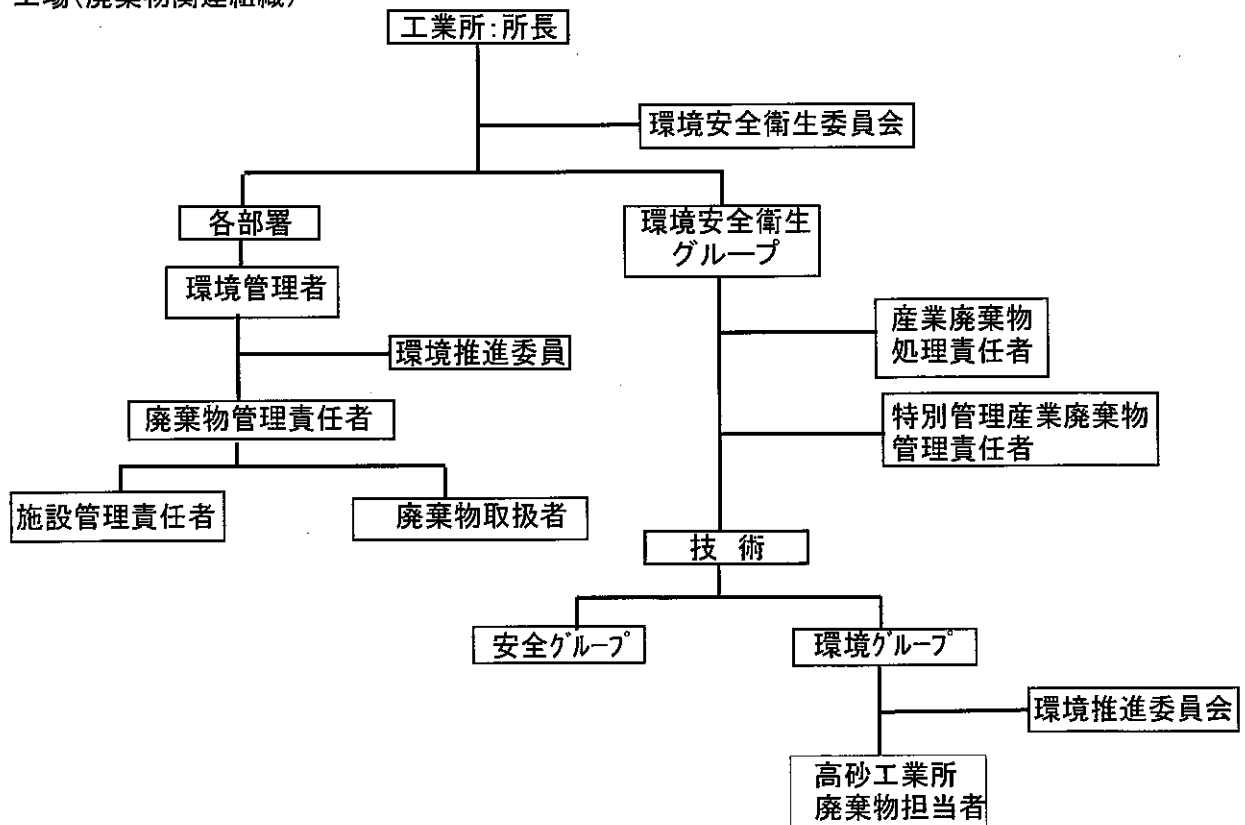
総括責任者 廃棄物管理	<p>所属:高砂工業所 常務執行役員高砂工業所長 :川勝 厚志</p> <p>部署:環境安全衛生グループ 環境安全衛生グループリーダー:林 靖二</p> <p>部署人員:15名 (技術担当 :丸山 裕之)</p>
環境安全衛生委員会	<p>本委員会は、環境関係法(廃掃法、大防法、水濁法等)安全・衛生関係法(労安衛法、消防法等)並びに国際環境規格ISO-14001に基づき、工業所の環境・安全・衛生及び防災・保安に関する事項を審議し、環境・安全の保全並びに汚染の予防に努めることを目的とする。</p> <p>委員長:工業所長 副委員長:環境安全衛生グループリーダー</p> <p>委員 :環境管理者、産業医、各法定管理者、労働組合、各部署長</p> <p>事務局:環境安全衛生グループ</p>
環境推進委員会	<p>大気及び水質による環境への負荷低減並びに廃棄物の発生量の抑制、有効活用の促進、分別回収等の適正な処理、減量、減容化、リサイクル品の活用等々のための諸施策の策定とその水平展開をISO14001のシステムを活用し継続的に、環境への負荷低減を図ることを目的とする。</p> <p>委員長:環境安全衛生グループリーダー</p> <p>委員 :各部署の環境推進委員</p> <p>事務局:環境安全衛生グループ</p>
環境管理責任者と環境管理者	<p>環境管理責任者は工業所全体の環境マネジメントシステムが継続的に適切且つ有効に機能するように、また、環境管理者は、自部署について、同様の次ぎの業務を行う。 環境管理責任者:環境安全衛生グループリーダー</p> <p>環境管理者 :主として、製造部長、グループリーダー、センター長が該当。</p> <p>(1)環境目的・目標及び計画の立案並びに自部署における決定と実行。</p> <p>(2)環境マネジメントシステムの見直し</p> <p>(3)その他、環境マニュアルに準ずる業務</p>
産業廃棄物処理責任者(法定)	<p>工業所の廃棄物の処理等につき総合的責任とこれに伴う権限を有し、次ぎの業務を行う。 産業廃棄物処理責任者:環境安全衛生グループリーダー</p> <p>(1)廃棄物処理等の総合的な企画及びその推進</p> <p>(2)廃棄物処理施設の設置等の計画及び維持管理の指導</p> <p>(3)保管、収集運搬、処理・処分等についての指導</p> <p>(4)廃棄物の発生量の抑制、有効活用の促進、分別回収等の適正な処理、減量、減容化、リサイクル品の活用等々のための指導又は助言。</p> <p>(5)その他廃棄物の処理等について管理上、必要な業務。</p>
特別管理産業廃棄物管理責任者(法定)	<p>工業所の特別管理廃棄物の処理等につき総合的責任とこれに伴う権限を有し、産業廃棄物管理責任者と同様の業務を行う。</p>
処理施設の技術管理者(法定)	<p>処理施設の運転及び維持管理について次ぎの業務を行う</p> <p>(1)処理施設の運転及び維持管理に必要な作業標準の作成</p> <p>(2)処理施設の点検、異常に対する措置に関する指導</p> <p>(3)その他必要事項の測定、記録と処理施設の技術管理上必要な業務。</p>
処分地の管理責任者及び技術管理者	<p>自社処分地の管理責任者及び技術管理者は、定められた管理手順に従って、処分地の適切な管理を行う。</p> <p>(1)処分物の種類及び量の記録と報告及び記録の保管。</p> <p>(2)処分地の排水処理、粉塵の発生又は飛散等の監視。</p> <p>(3)その他、規制基準遵守のために必要な措置。</p>
廃棄物管理責任者	<p>廃棄物管理責任者は、各課の職制上の長とし、当該課における廃棄物の処理の処理等について次ぎの業務を行う</p> <p>(1)廃棄物の処理等に関する法令並びに方針、手続き、標準等の周知徹底。</p> <p>(2)廃棄物の発生量の減少並びに再生利用等について検討・立案。</p> <p>(3)廃棄物の保管、収集運搬、処理及び処分等についての指導。</p> <p>(4)廃棄物に関する必要事項の測定の指示及び確認。</p> <p>(5)廃棄物に関する届出書、報告書等の原案の作成。</p> <p>(6)その他、当該課の廃棄物の処理等について必要な業務。</p>

(2) 廃棄物取扱い関連組織

本社



工場(廃棄物関連組織)



5. 廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

工業所における特別管理産業廃棄物の適正な管理及び処理を行うため、関連する法令、その他の規制を遵守する。また、ISO-14001のシステムを活用することにより、廃棄物に関して下記の事項を実施する。

- ① 地域住民の快適な生活環境を維持確保するために行政の環境施策に協力する。
- ② 環境負荷低減を継続的に実施するため、廃棄物の発生量の抑制、有効活用の促進、分別回収等を通じた適正な処理・減量・減容化、リサイクル品の活用等を図っていく。
- ③ 発生した特別管理産業廃棄物は、自らが処理することを原則とする。
- ④ 処理業者に委託する場合は、その処理が適正であるか確認し管理を行う。

(2) 廃棄物処理の現状

特別管理産業廃棄物の発生部署は医薬品製造部門の廃油/廃アルカリと従業員の健康促進のために設置している健康管理センターから発生する医療廃棄物である。医療廃棄物は主に春季及び秋季の定期法定健康診断によって発生するものである。従ってここでは、医薬品製造部門で発生する廃油/廃アルカリについての計画を策定する。

医薬品製造部門は多品種生産であり、生産する品種により発生する廃棄物の組成・量の変動する。

廃油/廃アルカリは外部で委託処理(焼却、有効活用)を行っている。
廃油の種類によっては燃え殻の埋立が発生するものが残っていたが処理方法変更等でH26年1月より埋立てなしとなった。

(3) 目標の設定

多品種生産および新品種の開発という事業特性のため、発生する廃棄物の組成及び量に変化するが、下記の考え方を前提に抑制計画を作成する。

(基本的な目標設定の考え方)

- ① 各品種の製造条件を見直すことにより、廃棄物の発生量を抑制する
- ② 廃棄物の組成別分類を確実に実施し、有効活用の比率を高める。

6. 特別産業産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<具体的取組み>

廃棄物の種類	発生量(t/年)		排出抑制量(t/年)	具体的取組み
	実績 H24年度	計画 H29年度		
廃油	7,810	7,500	310	プロセス内リサイクルで減少
廃酸・廃アルカリ	18	15	3	
感染性廃棄物	0.06	0.06	0.00	
廃PCB等	31	30	1	

7. 特別産業産業廃棄物の分別に関する事項

工程毎に発生した廃棄物は決められた場所に分けて保管し、決められた業者に運搬させる。

8. 特別産業産業廃棄物の再生利用に関する事項

<具体的取組み>

廃棄物の種類	再生利用量(t/年)		再生利用量の増加 (t/年)	具体的取組み
	実績 H24年度	計画 H29年度		
廃油	7,810	7,500	-310	
廃アルカリ	18	15	-3	
感染性廃棄物	0.06	0.06	0	
廃PCB等	31	30	-1	

9. 特別産業産業廃棄物の中間処理(再生利用を除く)に関する事項

<具体的取組み>

廃棄物の種類	中間処理量による減量化(t/年)			具体的取組み
	実績 H24年度	計画 H29年度	減量分の増加	
廃油	0	0	0	
廃アルカリ	0	0	0	
感染性廃棄物	0	0	0	
廃PCB等	0	0	0	

10. 特別産業産業廃棄物の最終処分に関する事項

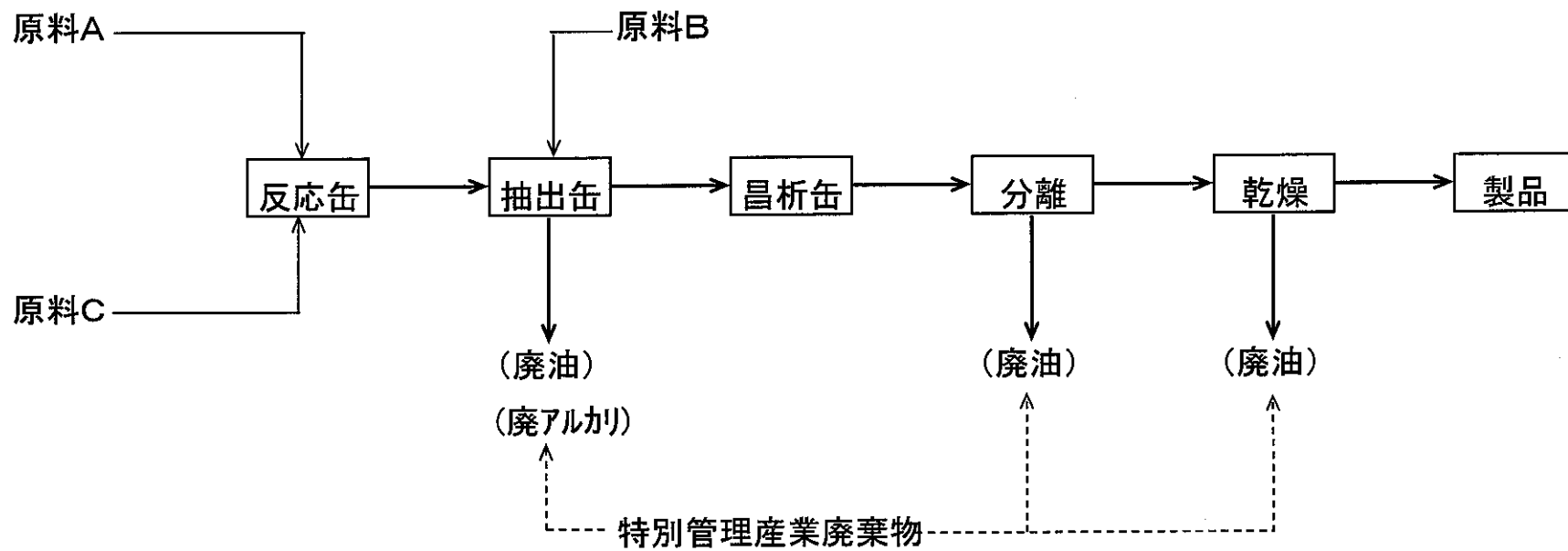
<具体的取組み>

廃棄物の種類	最終処分量(t/年)			減少率 ③÷①× 100	具体的取組み
	①実績 H24年度	②計画 H29年度	③減少量		
廃油	0	0	0	--	
廃アルカリ	0	0	0	--	
感染性廃棄物	0	0	0	--	
廃PCB等	0	0	0	--	

11. 特別産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項

特別管理廃棄物管理責任者を選任して管理を行うと共に、特別管理廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼し、特別管理廃棄物処分業者に処分を依頼する。

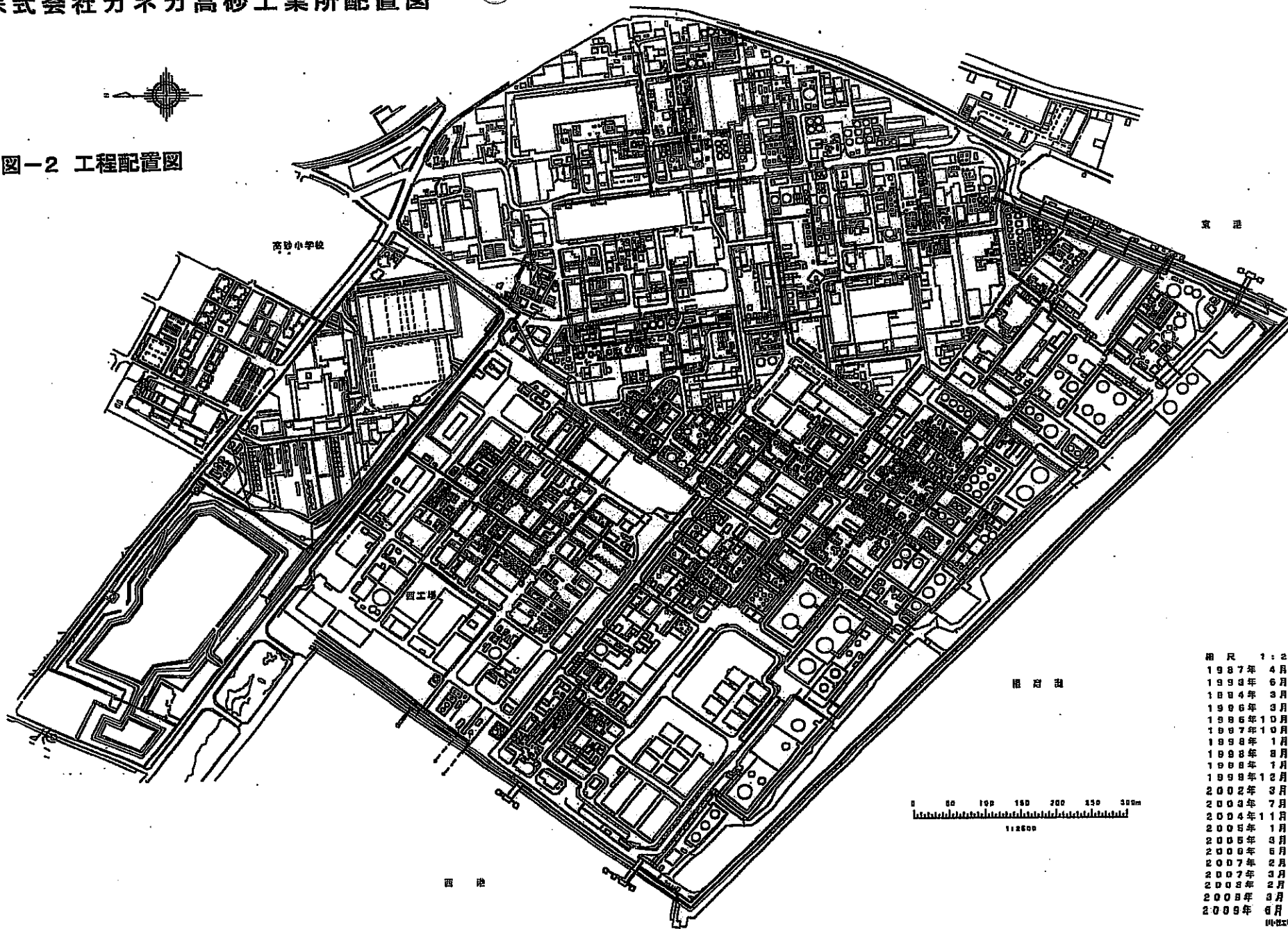
図-1: 製造フローシート



株式会社力木力高砂工業所配置図



图-2 工程配置图



縮尺	1:2500
1987年	4月 作成
1993年	6月 修正
1994年	3月 修正
1996年	3月 修正
1996年	10月 修正
1997年	10月 修正
1998年	1月 修正
1998年	8月 修正
1998年	1月 修正
1998年	12月 修正
2002年	3月 修正
2003年	7月 修正
2004年	1月 修正
2005年	1月 修正
2005年	3月 修正
2006年	6月 修正
2007年	2月 修正
2007年	3月 修正
2008年	2月 修正
2008年	3月 修正
2009年	6月 修正

1994-1998年6月31日現在

図-3: 特別管理産業廃棄物処理フローシート

発生源 廃棄物 処理・処分

——→ 自社処理の流れ - - - - - 委託処理処分の範囲
 ———→ 特管物の流れ

